

令和8年度版

第4次那須塩原市 男女共同参画行動計画 年次報告書 ～令和7年度の実施状況～



男女共同参画社会の実現を目指して

少子高齢化の進行や人口減少の到来、雇用形態の多様化が進むなど、社会経済情勢は大きく変化しております。このような中で、社会の変化に柔軟に対応でき、誰もがいきいきと暮らせる社会をつくっていくためには、男女が、その性別に関わりなく、あらゆる分野でそれぞれの個性や能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が大変重要です。

那須塩原市では、「那須塩原市男女共同参画推進条例」に基づき、「第1次男女共同参画行動計画」（平成19年3月策定）、「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成24年3月策定）、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成28年3月策定）に沿って、一貫して男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してまいりました。

令和5年度にスタートいたしました「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「男女共同参画の意識づくりと環境整備」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」、「男女の人権尊重と暴力の根絶」を基本目標に掲げ、各種施策を総合的に推進することといたしております。

本書は、男女共同参画推進条例に基づき、令和7年度に取り組んできた男女共同参画に関する施策の実施状況を年次報告書としてまとめたものです。

市民の皆さまをはじめ各種団体や事業者の方々には、市の男女共同参画の現状や施策に関する理解と関心を深めていただくとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組の一助としていただければ幸いです。

令和8年7月

那須塩原市長

渡辺 美知太郎

目次

【基本理念と計画の体系】

1	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の基本理念	1
2	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の体系	2
3	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の指標と目標値	3～6

【令和7年度の男女共同参画に関する事業の実施状況】

1	事業の評価	
	事業の評価方法・基本目標ごとの評価一覧表	7
	事業の総合評価・基本目標ごとの総合評価	8～9
2	事業の実施状況	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	10～19
	基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	20～37
	基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶	38～47

【資料】

那須塩原市男女共同参画推進条例	48～51
-----------------------	-------

基本理念と計画の体系

1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を本計画における理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域、その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること

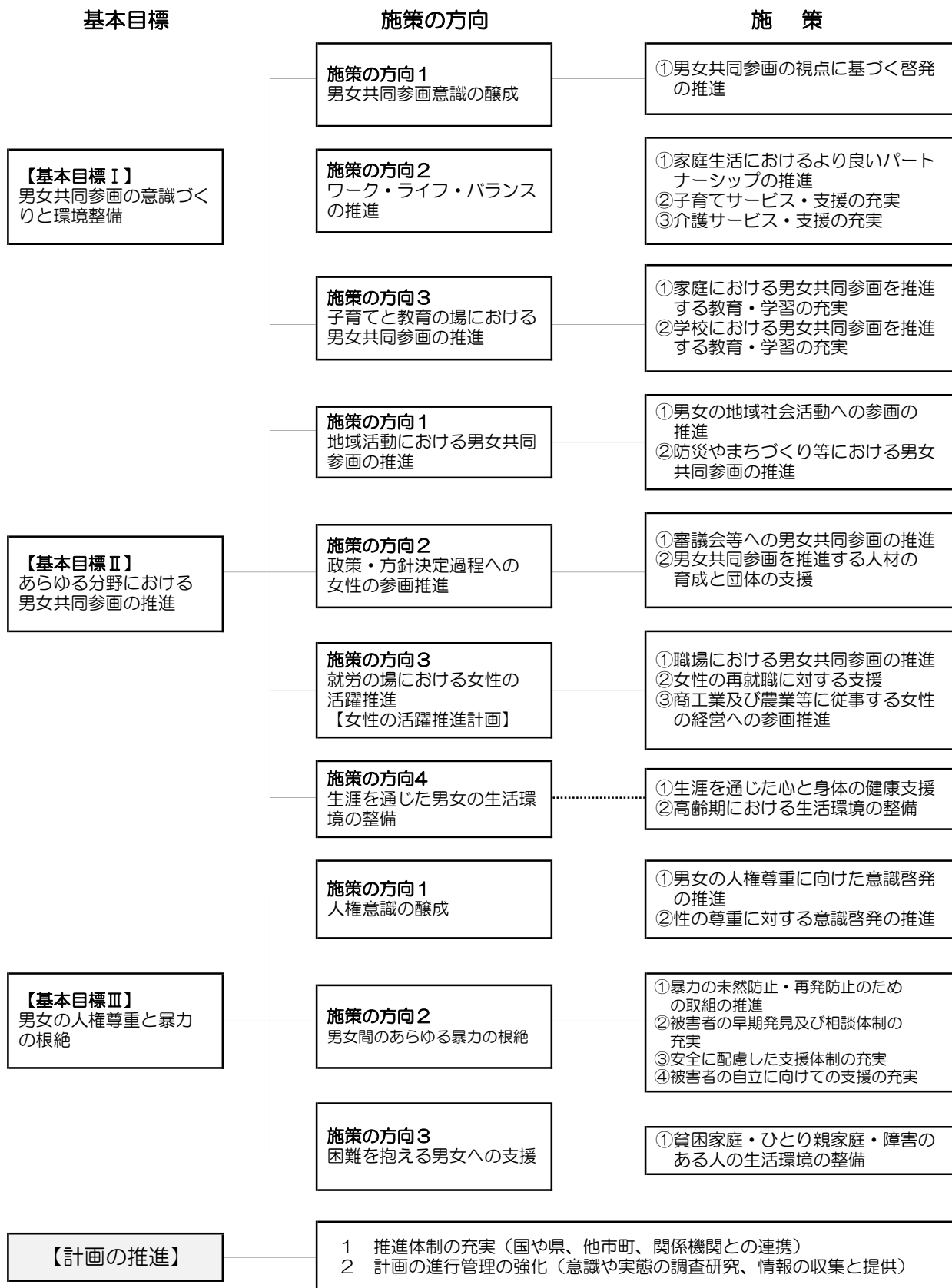
(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと

2 計画の体系



3 計画の指標と目標値

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年 度)	参考値 (R6年 度)	現状値 (R7年 度)	目標値 (R9年 度)	担当課	
基本 目 標 Ⅰ 男 女 共 同 参 画 の 意 識 づ く り と 環 境 整 備	施策の方向1 男女共同参画意識の醸成						
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進						
	○	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	3.3%	—	—	1.0% (以下)	市民協働推進課
	○	男女共同参画情報「みいな」の認知度	34.4%	—	—	40.0%	市民協働推進課
	施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進						
	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進						
	○	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	26.9%	—	—	39.0%	市民協働推進課
	○	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	35.0%	—	—	44.0%	市民協働推進課
	6	「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	未実施	1,111 人	1,180 人	1,200 人	生涯学習課
	② 子育てサービス・支援の充実						
	7	特別保育事業(延長、病児・病後保育、休日、一時)の実施施設数	38 箇所	42 箇所	41 箇所	41 箇所	保育課
	8	出張サロン開設箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所	7 箇所	子育て相談課
	10	ファミリーサポートセンター サポート率	100%	99.95%	99.63%	99%	子育て支援課
	11	児童クラブの待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	子育て支援課
	③ 介護サービス・支援の充実						
	13	地域包括支援センター相談件数	19,962 件	20,296 件	20,564 件	20,000 件	高齢福祉課
	施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進						
	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実						
	15	教育講演会等の家庭教育力向上に係る事業への参加者数	467 名	170 名	180 名	650 名	生涯学習課
	16	親学習プログラム活用事業の実施回数	16 回	16 回	16 回	16 回	生涯学習課
	17	家庭教育オピニオンリーダー会員数	37 人	36 人	33 人	43 人	生涯学習課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年 度)	参考値 (R6年 度)	現状値 (R7年 度)	目標値 (R9年 度)	担当課	
	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実						
	○	学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	63.5%	—	—	71.0%	市民協働推進課
	18	とちぎっ子学習状況調査における質問項目「誰に対しても、思いやりの心をもって接している」に対する肯定率	90.1%	92.4%	93.4%	100%	学校教育課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年 度)	参考値 (R6年 度)	現状値 (R7年 度)	目標値 (R9年 度)	担当課	
基本 目 標 Ⅱ あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進	施策の方向 1 地域活動における男女共同参画の推進						
	① 男女の地域社会活動への参画の促進						
	○	地域・社会活動に参加していない人の割合	42.0%	—	—	36.0% (以下)	市民協働推進課
	22	生涯学習出前講座利用件数（行政編） 〃（市民編）	27 件 3 件	79 件 19 件	71 件 10 件	105 件 25 件	生涯学習課
	23	市民大学講座受講者数【延べ】	262 人	1,500 人	1,473 人	1,600 人 人	生涯学習課
	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進						
	24	市民提案型協働のまちづくり支援事業による各年度の支援団体数	3 団体	7 団体	8 団体	8 団体	市民協働推進課
	25	コミュニティ未設置地区	4 地区	4 地区	3 地区	2 地区	市民協働推進課
	28	自主防災組織の世帯カバー率	81.6%	81.6%	81.5%	95.0%	危機管理課
	29	自主防犯団体補助件数【累計】	3 件	5 件	7 件	5 件	交通防犯課
	30	コミュニティ運営費補助金交付団体の割合	75.0%	100%	100%	100%	市民協働推進課
	施策の方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画推進						
	① 審議会等への男女共同参画の推進						
	31	審議会等における女性委員の割合	31.6%	29.0%	30.8%	37.0%	市民協働推進課
	33	管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	24.3%	30.2%	32.8%	30.0% (以上)	総務課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年 度)	参考値 (R6年 度)	現状値 (R7年 度)	目標値 (R9年 度)	担当課	
基本 目 標 Ⅱ あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進	施策の方向 3 就労の場における女性の活躍推進						
	① 職場における男女共同参画の推進						
	○	職場において男女の地位が平等になって いると感じる人の割合	28.7%	—	—	35.0%	市民協働推進 課
	36	創業支援塾における女性受講者の割合	30.6%	53.5%	53.3%	50.0%	商工振興課
	38	家族経営協定締結件数の割合	16.1%	17.0%	17.5%	20.0%	農業委員会
	43	配偶者出産休暇及び育児参加のための休 暇の取得割合 配偶者出産休暇 育児参加のための休暇	66.7% 46.7%	81.3% 56.3%	92.3% 53.8%	100% 100%	総務課
	② 女性の再就職に対する支援						
	45	マザーズコーナー相談件数（市民）	405 件	480 件	440 件	540 件	商工振興課
	③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進						
	37	女性認定農業者数 女性農業士数	40 人 3 人	36 人 3 人	36 人 3 人	45 人 4 人	農務畜産課
	施策の方向 4 生涯を通じた男女の生活環境の整備						
	① 生涯を通じた心と身体 の健康支援						
	47	大腸がん検診受診率	30.0%	15.4%	15.3%	50.0%	健康増進課
	48	特定健康診査の受診率・特定保健指導の 実施率 （国保加入者） 特定健康診査 特定保健指導	40.1% 21.6%	41.2% 22.3%	41.9% 20.8%	48.0% 27.0%	健康増進課
	49	妊娠中から出産にかけて安心して過ごせ た妊婦の割合（4 か月児健康診査時）	85.0%	89.4%	87.0%	89.0%	子育て相談課
	50	お父さんの育児参加について「よくやっ ている」と思う母親の割合（1 歳 6 か月 児健康診査） 【令和 6 年度から】 「お子さんのお母さんとお父さん（パート ナー）は、協力し合って家事・育児を していますか」への「そう思う」の割合 （1 歳 6 か月児健康診査）	66.7%	68.6%	68.9%	70.0%	子育て相談課
	51	育てにくさを感じた時の相談先や解決方 法を知っている（3 歳児健康診査）	87.3%	90.9%	93.2%	88.5%	子育て相談課
	52	文化振興事業観覧者数	6,333 人	19,202 人	16,563 人	26,750 人	生涯学習課

② 高齢期における生活環境の整備						
54	介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	46 箇所	55 箇所	60 箇所	65 箇所	高齢福祉課

目 標 設 定 指 標		基準値 (R3年 度)	参考値 (R6年 度)	現状値 (R7年 度)	目標値 (R9年 度)	担当課	
基本 目 標 Ⅲ 男 女 の 人 権 尊 重 と 暴 力 の 根 絶	施策の方向 1 人権意識の醸成						
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進						
	○	社会全体の中で男女の地位が平等になっ ていると感じる人の割合	14.9%	－	－	24.0%	市民協働推進 課
	② 性の尊重に対する意識啓発の推進						
	○	暴力について「どこ（誰）に相談してよ いのか分からない」と答えた人の割合	24.0%	－	－	18.0% (以下)	市民協働推進 課
	61	思春期保健事業（性に関する指導等）の 実施中学校数	10 校 (全校)	10 校 (全校)	10 校 (全校)	10 校 (全校)	子育て相談課
	63	少年指導員による「愛の声かけ」人数	1,222 人	3,725 人	3,662 人	4,000 人 人	生涯学習課
	施策方向 2 男女間のあらゆる暴力の根絶						
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進						
	○	夫婦間における「平手で打つ」を暴力と して認識する人の割合	75.0%	－	－	88.0%	市民協働推進 課
	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実						
	67	D V 相談件数	51 件	56 件	50 件	80 件	子育て相談課
	④ 被害者の自立に向けての支援の充実						
	73	D V 被害者の自立支援を行う婦人相談員 数	3 人	2 人	3 人	3 人	子育て相談課
	施策の方向 3 困難を抱える男女への支援						
	① 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備						
	76	ひとり親家庭の自立支援のための高等職 業訓練促進給付金の新規申請者数	1 人	1 人	1 人	3 人	子育て相談課
	78	障害のある人の地域生活支援のための介 護給付サービス利用者の割合	13.0%	13.9%	13.8%	14.0%	社会福祉課

※○が付いている項目は、次期計画策定前年に実施している市民意識調査での目標設定指標であり、次回は令和8年度に調査予定である。

※担当課欄は、令和7年度の担当課を記載している。

～令和7年度の男女共同参画に関する事業の実施状況～

1 事業の評価

事業の評価方法

年次報告書は本市が取り組む81の事業（再掲3事業含む）について、当該年度の実施状況（実績）を記載し、その評価や課題、具体的な改善策等について記載しています。

各事業がどれだけ達成されたかを、5段階で評価しました。

評価（事業本来の目的での達成度）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| A 達成された（90%以上） | B 概ね達成された（80%以上） |
| C あまり達成されていない（60%以上） | D 達成されていない（60%未満） |
| E 事業終了 | |

基本目標ごとの評価一覧表

	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価	合計
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識 づくりと環境整備	13	5	0	0	1	19
	(68%)	(26%)	(0%)	(0%)	(5%)	(100%)
基本目標Ⅱ あらゆる分野における 男女共同参画の推進	15	22	2	0	0	39
	(39%)	(56%)	(5%)	(0%)	(0%)	(100%)
基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と 暴力の根絶	13	9	1	0	0	23
	(57%)	(39%)	(4%)	(0%)	(0%)	(100%)
合 計	41	36	3	0	1	81
	(51%)	(44%)	(4%)	(0%)	(1%)	(100%)

事業の総合評価・基本目標ごとの総合評価

本市が取り組む 81 事業（再掲 3 事業含む）は、A 評価（事業本来の目的が達成された）が 41 事業（51%）、B 評価（事業本来の目的が概ね達成された）が 36 事業（44%）、C 評価（事業本来の目的があまり達成されていない）が 3 事業（4%）、D 評価（達成されていない）が 0 事業（0%）、E 評価（事業終了）が 1 事業（1%）となっています。令和 6 年度と比べて、A 評価が 4 事業増（4%増）、B 評価が 5 事業減（7%減）、C 評価が 1 事業増（1%増）となりました。

	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の意識づくりと環境整備	
--	----------------------------------	--

【取組目標】

男女が性別による差別的扱いを受けず、自らが望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別における固定的役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

【事業の総合評価】

基本目標Ⅰの「男女共同参画社会の意識づくりと環境整備」の取組については、19 事業のうち令和 6 年度と比べて A 評価が 1 事業増、C 評価が 1 事業減となっています。

No.6「「家庭の日」の推進」では、子どもフェスタでの PR や毎月第 3 日曜日の博物館無料開放により、多くの来場者・観覧者を集め、家族がともに過ごす時間を創出できたことから A 評価と判断されました。今後は、さらなる効果的な PR 方法の確立が課題であるため、各種イベント等の開催にあたって「家庭の日」の実施を積極的に検討し、周知を強化していきます。

No.14「サービス基盤の整備」では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施事業者を採択したことから、今年度より B 評価となっています。今後は看護小規模多機能型居宅介護の整備に向けて、事業者へのアプローチ方法の見直しを行い整備の推進を行っていきます。

	基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	
--	----------------------------------	--

【取組目標】

政治・経済、地域社会、教育などのあらゆる分野において、男女が性別に関わりなく個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

【事業の総合評価】

基本目標Ⅱの「あらゆる分野への男女共同参画の推進」の取組については、39 事業のうち令和 6 年度と比べて A 評価が 4 事業増、B 評価が 5 事業減、C 評価が 1 事業増となっています。

No.24「市民提案型協働のまちづくりへの支援」では、採択された全 8 団体が事業を完了

し、幅広い分野からの提案により市民主体のまちづくりへの機運が高まったことから A 評価と判断されました。今後は、継続して市民活動を実施できる団体の育成が課題であるため、次年度の事業採択となった団体の事業が円滑に完了できるよう、伴走支援を強化していきます。

No.47「がん検診の推進」では、目標設定指標である大腸がん検診受診率が減少したことから、今年度より C 評価となっています。今後はウェブ申し込みの整備を進め更なる受診率向上に向けて取り組んでいきます。

	基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶	
--	----------------------------	--

【取組目標】

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

また、貧困のほか、身体的・精神的な困難を複合的に抱えている男女に対し、関係機関の連携による切れ目のない支援に努めます。

【事業の総合評価】

基本目標Ⅲの「男女の人権尊重と暴力の根絶」の取組については、23 事業のうち令和 6 年度と比べて A 評価が 1 事業減、C 評価が 1 事業増となっています。

No.61「思春期保健指導」では、全中学校での思春期保健事業の実施や、相談窓口の周知、ティーンズブックの配布を中高生に行えたことから A 評価と判断されました。今後は、講師となる在宅助産師の確保やコンセプションケアの視点を取り入れた内容への見直しが課題であるため、県の事業とも協働しながら計画的に事業を推進していきます。

No.67「DVに関する相談支援」では、女性相談支援員による相談支援を実施したものの、DV 相談件数が目標を下回ったことから C 評価と判断されました。今後は、相談内容の複雑化に伴う体制強化が課題であるため、支援員の確保や専門研修の受講、心理的ケアを行い、相談体制の強化を図っていきます。

2 事業の実施状況

基本目標ごとの事業の実施状況

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備】

施策方向1＜男女共同参画意識の醸成＞

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭における役割の多くを、事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘があります。このことから男性の家庭生活への参画を推進するため、意識啓発や情報提供等を通して、男女共同参画への男性の理解促進と、意識改革を目指します。

①男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
1. 男女共同参画情報「みいな」等による広報・啓発 【市民協働推進課】	市民編集委員の企画・編集により、男女共同参画情報「みいな」を作成。年間4回（6月、9月、12月、3月）発行した。 ＜評価＞ 他市町の女性議員へのインタビューや、男性の育児休暇などをテーマに取り上げることで、男女参画意識の啓発が図られた。 ＜課題＞ 現在はホームページへの掲載を中心に情報発信を行っているが、周知の面で課題を抱えている。 また、掲載テーマが出尽くした感があり、コンテンツの質を維持することが困難になりつつある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ SNSを活用し、より多くの人が見てくれるよう周知を行う。社会の流れに目を向け、読み手に関心がありそうなテーマを取り上げた紙面を作成する。	A
2. 男女共同参画フォーラム等の開催 【市民協働推進課】	実施日：令和7年12月21日（日） 内容：講演「心の国境を無くそう～アナタに伝えたいこと～」 講師：サヘル・ローズ氏 参加者：235名 ＜評価＞ アンケート回収率が87.7%と高く、参加者からの高評価も多かった。 ＜課題＞ 参加者が想定より少なく、特に若い世代の参加者が少なかった。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 周知方法の検討が必要。	A
3. 男女共同参画社会に関する市民意識調査 【市民協働推進課】	計画策定前年度（令和9年度）に調査するため未実施。 ＜評価＞	E

	<課題>	
	<具体的な改善・取組・目標>	
4. 市職員研修 【市民協働推進課】 【総務課】	市職員向けにアンコンシャス・バイアスについて研修を実施。 実施日：令和7年10月1日（水） 内容：「気になる？ 気にならない？ 男女の役割分担意識」 講師：大輪克哉 氏（那須教育事務所所長補佐兼ふれあい学習課課長） 参加者：54名（全職員対象：令和7年度採用職員を含み各課2名以上）	A
	<評価> 性別ではなく個性・能力を尊重する職場づくりを目的として開催。アンケート回答者の100%が「よく理解できた」または「まあまあ理解できた」という回答で、研修の成果があったといえる。	
	<課題> 男女共同参画意識の醸成やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、全職員の意識改革や管理職の理解が必要である。	
	<具体的な改善・取組・目標> 今後も年齢・性別・職位など、様々な立場に応じた職員研修を行う。	

施策方向2＜ワーク・ライフ・バランスの推進＞

共働き世帯が増加し、個人の価値観や生き方が多様化している中で、これまでの長時間労働を前提とした働き方や固定的な役割分担意識を見直す必要があります。

本市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女が互いの生き方を認め合いながら、協力して家事、育児、介護などに取り組むことで、希望するライフスタイルを実現できるよう、子育てと介護サービスの充実や支援に取り組めます。

①家庭生活におけるより良いパートナーシップの推進

事業	令和7年度実施状況	評価
5. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」の中で、ジェンダーギャップやキャリア形成、男性の育休などワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載した。 ＜評価＞ ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことが出来た。 ＜課題＞ 令和3年度に実施した市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスという言葉やその内容についての認知度は35.0%と、平成30年度意識調査時の33.5%より増加しているが、決して高いとはいえない状況である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 今年度も引き続き、「みいな」を中心に啓発を進めていく。	B
6. 「家庭の日」の推進 【生涯学習課】	・子どもフェスタ来場者数 1,180人 ・家庭の日において博物館の無料観覧（毎月第3日曜日）を実施 観覧者数 2,140人 ・市ホームページおよび子どもフェスタにてPR ＜評価＞ ・子どもフェスタでは、専用ブースの設置や子ども会を通じた周知を行うことで、多くの来場者を集めることができた。 ・なしお博及び子どもフェスタにて、家庭の日の啓発品を配布した。 ・施設の無料開放を行うことで、家族がともに過ごす時間を創出した。 ＜課題＞ 効果的なPR方法の確立。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ イベント等開催の際に家庭の日での開催を検討。	A

②子育てサービス・支援の充実		
7. 多様な保育ニーズに対応した保育サービス 【保育課】	公立・私立保育園において、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、休日保育を実施した。 ・延長保育 24 施設 ・一時保育 11 施設 ・病児・病後児保育 2 施設 ※かんま保育所病児保育室について令和7年度休止 ・休日保育 4 施設	A
	<評価> それぞれの保育のニーズに合わせた事業を展開することができた。	
	<課題> 多様化する保育ニーズの把握が必要である。	
	<具体的な改善・取組・目標> 保育ニーズを適切に把握し、事業の拡大・縮小を検討していく。	
8. 地域における子育て支援 【子育て相談課】	子育てサロン事業の実施 ・子育てサポートステーションのサロンの実施 出張サロンを含む 6 か所 5,564 人 ・市委託、その他の子育てサロン実施 計 12 か所 18,877 人	A
	<評価> ・子育て家庭への遊びや交流の場の提供、保護者の方の相談に応じたのアドバイスを行えた。子育てコンシェルジュとの連携や他サロン等の通知の周知など子育て関連情報の発信も都度実施できた。 ・サロン利用児の低年齢化に伴い、赤ちゃん対象の行事を増やしたことで、参加をきっかけに赤ちゃんサロンの利用者が増加した。	
	<課題> ・就園していく乳幼児が多くなり、利用者数は減少してしまったので、低年齢化も考慮した行事等内容の検討が必要である。 ・リピーターの利用者だけでなく、新規、特に移住、転入等の子育て家庭への利用を促進する。	
	<具体的な改善・取組・目標> ・子育て家庭が気軽に利用できるような開催方法や利用児の年齢に合わせた行事等内容の検討をしていく。またサロンを広く知ってもらえるよう、情報の発信を工夫していく。 ・様々な子育ての相談に寄り添えるよう職員の質の向上を図っていく。	
9. 子育て相談 【子育て相談課】	・児童家庭担当への子育て・児童に関する相談（新規）443 件 <評価> 子育て家庭の抱える問題や不安を丁寧に聞き取り、継続的に話を聞くことで保護者の不安軽減に努めた。また、状況に応じて適切な福祉制度や関係機関への繋ぎを行い、家庭の養育環境の改善に寄与した。	A

	<課題> 増加傾向にある児童虐待事案や、複雑化する家庭課題に対応するため、関係機関との緊密な連携のもと、より専門的できめ細やかな相談体制の構築が課題である。	
	<具体的な改善・取組・目標> 虐待対応に関する知識を高め、資質の向上に努める。また、虐待の再発防止のため、各家庭が抱える課題の深層を的確に捉え、適切な福祉サービスへの接続や関係機関との粘り強い連携を図っていく。	
10. ファミリーサポートセンター事業 【子育て支援課】	・会員数 利用会員：294名、サポート会員：89名、両方会員：26名、計：409名 ・利用件数：2,167件 ・サポート会員養成講座の実施：9月、2月の2回実施 ・つどいの広場での登録会の実施。 ・母親学級（年4回）での説明会の実施。 ・なしお博での会員募集ブースの設置。	A
	<評価> ・業務委託先と連携し、滞りなく事業を実施することができた。 ・なしお博では登録までには至らなかったが、ファミサポを知らない人やサポート会員に興味がある人に制度や養成講座の案内ができた。	
	<課題> ・ニーズの多様化や特定会員の頻回利用により、調整が困難な事例がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> ・頻回利用については、制度の再周知により理解を求めていく。 ・サポート会員の確保のため、サポート会員養成講座を土曜日に開催するなど受講しやすい環境を作り、受講者の増加に繋げていきたい。 ・個々の事情に寄り添いつつ、活動負担の平準化を図ることで、誰もが無理なく活動できる体制を維持していきたい。	
11. 放課後児童対策 【子育て支援課】	・クラブ数 公設児童クラブ：26クラブ 36支援 民設児童クラブ：24クラブ 31支援 ・在籍児童数（定期利用）：2,155人	A
	<評価> ・待機児童数0人を達成することができた。 ・放課後児童クラブに勤務する職員を対象にアレルギー対応研修を実施し、児童の更なる安全管理に務めた。	

	<課題> ・児童が安心・安全に過ごせる環境をさらに充実させるために、クラブに勤務する職員の意識や対応力の向上に向けた支援をしていく。 ・少子化は進んでいるが、高学年の利用者のニーズが高く、利用者数は横ばいとなっている状況を踏まえた適正な受け入れ人数の確保が課題。 <具体的な改善・取組・目標> ・職員を対象とした研修を引き続き実施していく中で、内容をより現場の事例に即した実践的なものへ改善することで、支援員の専門性向上と安全な育成支援体制の強化を図る。 ・引続き待機児童数0人を達成できるよう、既存施設の有効活用による適正な受入定員の設定と、公民連携による柔軟な協力体制の強化を図り、地域の実情に応じた運営体制を構築していく。	
③介護サービス・支援の充実		
12. 介護保険制度の普及 【高齢福祉課】	・窓口での制度、サービス内容等の説明 ・制度パンフレットのホームページへの掲載 ・出前講座ぎょうせい編「介護保険制度について」5回実施（155名参加） <評価> ・出前講座の実施件数について、前年度の2回（43人参加）と比較して大幅に制度周知の機会を増やすことができた。 ・また、中学生向けに出前講座を実施した際には、漫画パンフレット「介護のお仕事」を配布するなどして、将来を見据えて介護職に関する周知も行った。 <課題> 早期からの介護予防の取組と介護サービスのスムーズな利用につなげるため、介護が必要となる前の段階の市民に介護保険制度の普及が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 普及を行う対象者の年齢・ニーズ等に合わせて、効果的な周知方法を引き続き検討する。	A
13. 高齢者総合相談支援 【高齢福祉課】	総合相談件数 20,564 件 <評価> 地域包括支援センターが、支援の必要な高齢者及び家族について、医療・福祉関係者や地域関係者と連携し、相談に応じた。 <課題> 高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの業務負担軽減と潜在する相談への対応が課題となっている。	B

	<具体的な改善・取組・目標> 行政、医療・福祉関係者、地域関係者等と連携し、センターの効果的な運営を目指すとともに、高齢者等のニーズを把握できる体制充実や強化を図る。	
14. サービス基盤の整備 【高齢福祉課】	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 施設 【公募実施、1 者採択】 ・看護小規模多機能型居宅介護 1 施設 【公募実施、応募無し】 <評価> 第 9 期高齢者福祉計画の施設整備計画において、整備を予定していた定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施事業者を採択した。 <課題> 看護小規模多機能型居宅介護については、公募を実施したが事業者から事業実施の希望がなく、整備できなかったことから事業者へのアプローチを変える等対応し、推進していく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 看護小規模多機能型居宅介護 1 施設について、応募者不在のため、施設の整備に至らなかったことから、事業者の整備ニーズを確認し令和 8 年度中の再公募の検討を行う。また、第 10 期高齢者福祉計画の策定において、市民の介護ニーズ等を反映した令和 9 年度からの施設整備計画を策定する。	B

施策方向3＜子育てと教育の場における男女共同参画の推進＞

他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識は、家庭や学校の中で幼少期から形成されることから、教育の果たす役割は大きいものがあります。

本市では、男女共同参画社会を実現するために、意識や考え方に大きな影響を与える家庭教育、幼児教育や学校教育の場において、発達の段階に応じた教育を継続的に行っていきます。

また、教職員や保護者についても、男女平等教育を推進するための研修会等を積極的に実施します。

① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	令和7年度実施状況	評価
15. 教育講演会の開催 【生涯学習課】	・市PTA連絡協議会と教育委員会の共催事業 ・沖口直子氏を講師に招き、「子どものやる気を引き出す ディズニー流魔法の言葉かけ」と題して実施 ・参加者 180 名 ＜評価＞ ・PTAの在り方の見直しに伴い、R6よりPTAによる講演会への動員をやめ、定員を200名に設定して実施している。R7は定員の約9割の参加者となった。 ・参加者アンケートから、講演内容に関する満足度については約95%の参加者から肯定的な回答を得た。 ＜課題＞ ・参加者の男女比は、女性が約7割となり、やや多くなっている。 ・PTA役員や学校関係職員の出席者が多く、内容をつたえたい保護者に届いているかは疑問である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・講演会という形で、話を一方的に聞くだけではなく、参加者も当事者意識をもって参加できるような講演会の在り方を考えていく。 ・広報の仕方を工夫し、より多くの保護者や市民の目に届くようにする。	A
16. 親学習プログラムの活用 【生涯学習課】	・就学時健康診断時親学習の実施 市内小学校・義務教育学校 16 校 ＜評価＞ ・就学時健康診断時親学習では、1回50分でワークショップを実施 ・R8年度新入生の保護者786名が参加した。 ＜課題＞ ・ワークショップ参加者の緊張がほぐれるまでは、進行役の手腕が求められる。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ワークショップを円滑に進行することができる進行役の育成。	A

17. 家庭教育オピニオンリーダーの育成 【生涯学習課】	・家庭教育オピニオンリーダー支部長会議を年2回開催。市内3支部（たんぼぼの会・よもぎの会・四季の会）と生涯学習課の情報共有を図った。 ・広報「なすしおばら」へ活動内容の掲載（R7.4月号）。 ＜評価＞ ・支部長会議での意見交換により各支部の活動状況が把握でき、生涯学習課と各支部との相互理解が図れた。 ・親学習プログラムへのオピニオンリーダー協力について、年度当初から連絡・調整を続けることで円滑な実施に繋がった。 ＜課題＞ ・オピニオンリーダーの減少。 ・認知度の向上。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・広報「なすしおばら」へ活動内容の掲載。 ・就学時健康診断でオピニオンリーダーの活動の案内。 ・家庭教育に係る研修の周知。	A
②学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
18. 学校における人権教育の充実 【学校教育課】	・人権教育支援訪問の利用を促し、教職員の人権意識の高揚を図った。 ・各校で人権週間を設定し、各校において人権学習の機会をもった。 ・各校における人権教育の推進のため、人権作文コンクール等の案内や人権教育に関するリーフレット等の情報提供を行った。 ＜評価＞ ・多くの学校から人権教育支援訪問の依頼があった。各学校で教職員向けの人権研修が開催され、教職員の人権意識の高揚・男女共同参画の意識の醸成につながっている。 ・人権教育資料を各学校に紹介し、活用を促している。 ＜課題＞ ・各校で独自研修を実施するところが増えてきている。引き続き、研修の質の向上が図られるよう支援していく。 ・様々な人権問題を学ぶために、計画的に学習の機会を提供する必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・教職員研修への積極的参加を促すとともに、目的を明確にした研修の設定となるよう助言する。 ・教職員の現職教育において人権教育を学ぶとともに教職員の人権感覚を磨く時間の確保と計画的な実施を継続する。 ・時事課題となる人権問題について周知し、意識付けを図る。	B
19. 多様な進路選択の指導 【学校教育課】	・各校でキャリア教育年間指導計画を見直し、外部機関との連携を図った。 ・那須塩原キャリア・パスポートの適切な評価の位置付けを行った。	B

	＜評価＞ ・外部機関との連携が促進され、幅広い視野で進路選択する機会となった。 ・キャリア・パスポートを適切に位置付けることで、より自分の成長過程を見直す機会となった。 ＜課題＞ ・学校外における多様な学びの機会を設定すること。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・外部機関と連携し、自由参加型のワークショップを実施することで学校外での促進を図る。	
--	--	--

【基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進】

施策方向1 <地域活動における男女共同参画の推進>

社会の活力を高めるためには、男女を問わず、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。

本市では、身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画できる環境づくりを推進するため、地域に学習や交流の機会を提供する市民活動支援センターを設置運営し、男女を問わず、あらゆる市民及び団体が、地域活動、市民活動に積極的に参加できる体制を整備します。

また、地域活性化のため、コミュニティ設立と活動への支援、自主防災組織の結成や地域自主防犯活動への支援に取り組みます。

1 男女の地域社会活動への参画の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
20. 生涯学習情報の提供 【生涯学習課】	・生涯学習情報誌「マナビィ・ボックス」の発行 年2回、各戸配布及び市関連施設への設置 ・市ホームページ掲載 <評価> 年2回発行している「マナビィ・ボックス」において、公民館等の社会教育施設の生涯学習情報や、地域で活動する自主グループ・サークル情報を掲載した。電子媒体に馴染みのない市民の地域社会活動への参画の促進につながった。 <課題> 情報誌および案内を各戸配布しているが、自治会未加入世帯や、公民館等の社会教育施設を訪れない市民に情報が届きにくいことが課題である。紙媒体だけでなく、ホームページやSNSをより積極的に利用し情報提供していく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 生涯学習という言葉になじみのない市民がホームページや情報誌を見た際に参加したいと思うような内容の発信を行う。Instagram等のSNSの活用とともに、情報誌とうまく連携した効果的な情報提供を行っていく。	A
21. 公民館事業 【生涯学習課】	高齢者を対象とした事業 開催数：延べ122回、参加者数：延べ2,655人 子どもを対象とした事業 開催数：延べ289回 参加者数：延べ3,485人 身体活動の増加に資する講座 実施数：延べ26回 参加者数：延べ482人 その他成人向けの事業等 実施数：延べ429回 参加者数：延べ7,537人 <評価> 市内15公民館において、男女問わず子どもから高齢者までを対象とした各種講座を実施。	A

	<課題> ・参加者について、中学生以上高齢者未満の参加が少ない。 ・参加者の固定化。 <具体的な改善・取組・目標> 公民館運営審議会において、公民館事業に対する意見をいただき、公民館の地域性、特色を活かした事業を展開する。また、開催日時や事業内容を工夫し、より多くの層に参加してもらえるよう取り組む。	
22. 生涯学習出前講座 （行政編）（市民編） 【生涯学習課】	平成 25 年度より、「生涯学習出前講座(行政編)」「生涯学習出前講座(市民編)」という名称に変更。行政編では、市や公共機関の職員が、市政に関する講座を提供し、市民編では、市に登録している生涯学習ボランティアが学習提供をしている。 ・登録数 行政編：63 講座 市民編：44 講座 ・実施回数 行政編：71 回 市民編：10 回 ・利用者数 行政編：1,966 人 市民編：317 人 <評価> 今年度は初めて学校で複数の講座を一度に開講する機会があり、新たな出前講座としての使い方が発見できた。学校での利用は若者への出前講座の周知にも繋がった。 市民編は数値が前年に比べ伸び悩んだ。 <課題> オンライン化によって利便性は向上したものの、依然として受講者層は高齢者に偏っている状況であり、なかなかオンラインでの申請数が伸び悩んでいるため、オンライン申請のやり方をより知ってもらう必要がある。 そのため、ホームページやSNSをより積極的に活用し、様々な情報を提供していくことで認知度向上を図る。 <具体的な改善・取組・目標> 来庁して申込書を出された方にオンライン申請のやり方をお伝えする。また、SNS等でやり方を分かりやすく発信していく。	A
23. 市民大学講座 【生涯学習課】	地域づくりに大切な視点の学習や、地域理解・地域間交流を図る機会を提供するため、各種講座などを実施。27 講座、受講者延べ人数 1,473 人 【内訳】 ・地域づくり学部 4 講座 77 人 ・地域いきいき学部 23 講座 1,396 人 <評価> 講座数、受講者延べ人数共に前年度と比較しほぼ横ばいとなった。市民の関心を引くテーマ設定と周知活動により、定員に対する充足率の高さが要因と考えられる。講座内容も満足度が高い結果となった。 また、講座の内容を撮影・編集したものをオンラインで配信し、時間や場所にとらわれない学習機会を提供することができた。 <課題> 働く世代や子育て世帯にとっても受講しやすい開催時間の設定、興味・関心を持ってもらえる周知方法の工夫が必要である。	A

	<具体的な改善・取組・目標> 魅力のある講座のテーマ設定や「広報なすしおばら」を中心に関心を持ってもらえるような周知活動を行う。また、申込方法を簡潔にする等、受講しやすい環境を作る。	
②防災やまちづくり等における男女共同参画の推進		
24. 市民提案型協働のまちづくりへの支援 【市民協働推進課】	採択となった8団体全てが事業を完了できた。 <評価> 地域住民の協力による子供たちの様々な体験活動や、クラシック事業を行っている団体など幅広い分野から提案があり、協働のまちづくりへの機運が高まり、老若男女を問わずあらゆる市民主体によるまちづくりが促進されと考えられる。 <課題> 継続した市民活動を実施できる団体の育成。 <具体的な改善・取組・目標> 令和8年度事業採択となった4団体の事業が完了となるよう支援を行う。	A
25. コミュニティ設立支援 【市民協働推進課】	平成30年に設立総会開催後、市連絡協議会未加入となっている共英コミュニティに対し、公民館と連携して加入に向けた働きかけを行った。休止していたいなむらコミュニティが、活動を再開したため、市コミュニティ連絡協議会と共に活動ができた。 <評価> コミュニティ未設置地区（黒磯地区・高林地区・箒根地区）への設立に向けた働きかけを行ったが、設置には至っていない。市連絡協議会未加入である共英コミュニティへの加入に向けた働きかけを行ったが、加入には至らなかった。 <課題> 関係自治会や各団体の間において、コミュニティ組織の設立に向けた共通認識が十分に形成されていないこと。 <具体的な改善・取組・目標> 関係者間の対話を通じて地域での連帯感を醸成し、一丸となってコミュニティ設立へと取り組める体制を構築すること。	C
26. 市民活動支援センター及びセンター利用者協議会の運営 【市民協働推進課】	予定した事業を、センターと利用者協議会とで連携し、活発に実施できた。 みんなが幸せになる（ウェルビーイング）の視点から、小中学生を対象にポスターコンクールを実施した。 <評価> 令和6年度に引き続き、利用者協議会の事業を支援できた。 女性役員も積極的に会議に参加し、協働で事業を実施することができた。 小中学生という若い世代に年齢性別を問わず、みんなが幸せになるというウェルビーイングについて考える機会を与えられた。	B

	<課題> 市民活動を実践する団体等を全て把握しているわけではないが、利用者団体登録数に対し市民活動センターが活動の場所として積極的に利用されている状況ではない。また、事業開催時に参加する登録団体にも偏りがある。	
	<具体的な改善・取組・目標> 市民が市民活動に触れる機会を設ける。	
27. 広聴事業の推進 【企画政策課】	・市政に関する市民懇談会の開催 計4回 参加者 39人（8/30 西那須野公民館、10/11 みるる、10/17 みるる、11/16 ハロープラザ） ・みちたろう TO わくわくトーク（タウンミーティング）計5回 参加者 44人	A
	<評価> ・市政に関する市民懇談会は、一般の市民の自由参加を主として行った。参加者を広報や市ホームページ等で広く募集し、土日に開催することで多様な市民の意見・要望を聞き取ることができた。 ・タウンミーティングでは、様々な分野や年代、国籍の方と意見交換をすることができた。	
	<課題> 昨年同様ではあるが、より多くの市民に広聴事業を認識してもらい、多様な市民に参加してもらええる手法を検討する必要がある。特に、若年層の参加を増やす工夫が必要。	
	<具体的な改善・取組・目標> 市長と直接意見交換をする場として、市民懇談会とタウンミーティングの周知を図る。市民懇談会について平日夜の回を追加したが、参加率が低かった。翌年については土日での開催に限定し参加率の向上に努める。また、昨年同様、若年層へ届く周知方法を検討し、実践する。	
28. 自主防災組織育成 支援 【危機管理課】	地域の自発的な防災活動を実践することにより災害に強いまちづくりを推進するため、自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図るとともに、活動内容を充実させるための支援を行った。 具体的には、組織の結成や活動に対する補助金の交付や、防災に関する出前講座を個別に行った。（補助金交付組織数：78）	B
	<評価> 自主防災組織主催の防災訓練や防災講座の開催、総合防災訓練への参加など、多くの自主防災組織が積極的に事業を実施しており、防災意識の醸成が進んでいる。	
	<課題> 組織の必要性が十分に理解されていない自治会がある。 必要性は理解しているが、地域の高齢化や役員の担い手不足などにより、組織化が図れない自治会もある。	
	<具体的な改善・取組・目標> 組織未結成の自治会を対象に組織の必要性や結成の手順等について説明を行うとともに、個別の説明や支援にも積極的に取り組み、結成率の向上を図る。	

29. 地域自主防犯活動支援 【交通防犯課】	・地域が主体的に防犯活動を実践し、犯罪のない住みよいまちづくりを推進するため、防犯活動に要する経費への一部補助を行った。（令和7年度補助団体数：7団体） ・自主防犯活動の活性化を図るため、自主防犯団体等を対象に防犯研修を実施した。 <評価> ・令和7年度は地域防犯活動支援補助金の申請団体がわずかに増加した。防犯活動の活性化を図るため、今後も補助事業を積極的にPRしていきたい。 ・防犯研修を実施し、自主防犯団体同士の情報交換の場を提供することができた。特殊詐欺の手口に関する講演もあったため、受講者から高い評価をいただいた。 <課題> 地域防犯活動の担い手の減少、地域防犯団体構成員の高齢化といった課題を抱える団体が散見される。自主防犯活動の重要性について、男女問わず幅広い世代へ呼びかけ、防犯意識の向上を図る必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 市内の自主防犯団体の活動をホームページ等で周知し市内自主防犯団体相互の情報共有、連携強化を図るとともに、防犯に対する市民一人一人の意識啓発・意識高揚へとつなげたい。	A
30. コミュニティ活動支援 【市民協働推進課】	市コミュニティ連絡協議会に加入している団体に対し、活動支援補助金を交付した。また、市連絡協議会の運営及び事業実施を支援した。 <評価> 活動支援補助金を適正に交付した。また、総会及び研修会を開催し、活動促進のための情報共有と意見交換の場を提供できた。県コミュニティ協会の講師派遣制度を利用し、コミュニティの課題についてのグループワークを行い、各コミュニティの課題抽出や意見交換により、今後のコミュニティ活動の参考となる研修を実施できた。 <課題> 活動の担い手不足などの問題点の解決につながるような研修会機会を創出する。 <具体的な改善・取組・目標> 各コミュニティから意見を吸い上げ、研修内容を検討する。	A

施策方向2 <政策・方針決定過程への女性の参画推進>

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野の政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画して行くことが求められています。

本市では、男女共同参画の視点を踏まえ、審議会等において、性別に偏りのない参画が図られるよう働き掛けていくとともに、女性リーダーの育成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を進めます。

①審議会等への男女共同参画の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
31. 審議会等の男女比率の改善 【市民協働推進課】	審議会等の男女比率の改善のため、女性人材リストを作成し庁内に周知した。 審議会・委員会等に占める女性委員の割合 ・審議会等 30.8%（令和3年度より0.8減） ・委員会等 15.0%（令和3年度より5.8増） <評価> 委員会等への女性登用割合は令和3年度より増加している。 <課題> 女性委員の比率が非常に低い審議会や女性委員を全く登用していない審議会がある。 <具体的な改善・取組・目標> 庁内や外部団体に対し、女性登用の働きかけを行うとともに、女性人材リストの周知を強化する。	B
32. 女性の人材登録 【市民協働推進課】	政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、各種審議会等委員への女性の登用を推進するため女性の人材登録を行い、庁内に活用への周知を行った。 女性登用リスト（令和8年3月31日現在） 登録者数：16人 <評価> 市広報誌へ人材登録制度を掲載し新規登録者を募集、庁内へ女性の人材リストを周知し活用を促すことができた。 <課題> 各種審議会等への登用の際に人材リストを活用してもらえるように更なる周知が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 市広報やホームページ、SNS等で募集するなど、積極的に周知し登録者の増員を図る。リストの活用ができない時には、セミナーや研修の案内を送付する。	B
33. 市女性職員の方針決定過程への参画 【総務課】	令和7年度においては、課長補佐級以上に45人の女性職員を登用した。（令和6年度は課長補佐級以上39人） また、係長級の女性職員1名を自治大学校（管理職養成研修）に派遣した。	A

	<評価> 管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合が、目標値である30.0%を超えたため、第5期那須塩原市特定事業主行動計画（R8.4.1～R13.3.31）では40.0%に目標値を設定した。引き続き能力のある女性職員の登用を推進していく。 <課題> 第5期計画における新たな目標値（40.0%）を確実に達成するため、将来の管理職候補となる女性職員の継続的な育成と、キャリアアップに向けた意欲の醸成が課題である。 <具体的な改善・取組・目標> 新たな目標値の達成に向け、中堅女性職員の自治大学校（管理職養成研修）への派遣や、若手女性職員の国・県への実務研修派遣を計画的に実施し、高度な行政知識とマネジメント能力を備えた女性管理職の育成を推進する。	
②男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援		
34. リーダーの育成 【市民協働推進課】	地域を活性化させるリーダーの育成及びリーダーとしての資質の向上を目指し、県と市町の共同事業である「とちぎウーマン応援塾」の受講者を募集した。 <評価> 受講者を募集したが、申込がなかった。 <課題> 県主催の研修会のため、開催場所（宇都宮市）の地理的要因により受講のハードルが高かったと推測される。 <具体的な改善・取組・目標> 幅広い団体・個人に事業の周知を行い、受講者の増員を図る。	B
35. 団体の育成・支援 【市民協働推進課】	地域社会における女性の地位向上と住みよいまちづくりのため、補助金の交付や研修会の支援などを行った。 ・輝きネットなすしおばら（男女共同参画を推進する団体）5団体 ・那須塩原市地域婦人会連絡協議会 2地区 <評価> 「輝きネットなすしおばら」「那須塩原市地域婦人会連絡協議会」とともに、活発な活動、研修の開催ができた。 <課題> 「輝きネットなすしおばら」「那須塩原市地域婦人会連絡協議会」とともに、会員の維持・拡大に苦勞している。 <具体的な改善・取組・目標> 今後も地域で活動できる環境の整備や支援を行っていく。	B

施策方向3 <就労の場における女性の活躍推進>

豊かで活力ある社会の実現を図るため、男女が共に働きやすい職場環境の整備やより一層の女性の職業生活における活躍推進が求められています。

本市では、就労や労働環境、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行いながら、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた取組の推進に向けて、啓発を行います。

さらに、女性への再就職のための情報提供や創業支援、農村女性の地位向上・経営参画のために女性認定農業者や女性農業士の育成を目指すこと等で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる環境づくりに取り組みます。

①職場における男女共同参画の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
36. 商工業等の分野における男女共同参画の推進 【商工振興課】	男女共同参画推進に係るパンフレット・ポスター等を商工振興課、市民協働推進課、まちなか交流センター等の窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 ----- ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ----- ＜課題＞ 各企業等の女性役員・女性管理職等の現状や、周知の効果について把握できない。 ----- ＜具体的な改善・取組・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、商工業等の分野における男女共同参画の推進の周知に努める。	A
37. 農業・農村男女共同参画の推進 【農務畜産課】	市や地区の農村女性の地位向上を目指す団体である農村生活研究グループ協議会について、地元の食材を使った料理研究会や、市内小学校での体験学習を実施した。 女性認定農業者 36 名（増減なし）女性農業士 3 名（増減なし） ----- ＜評価＞ 農村生活研究グループ協議会の活動として、地産地消レシピの研究、市内小学校・義務教育学校において食育講座を実施することができた。 ----- ＜課題＞ 高齢化と後継者不足により、担い手や農業従事者が減少している。そのため、女性認定農業者及び女性農業士の増員を目指す積極的な活動継続と、女性の経営参画について理解を求めていく必要があるが、非常に厳しい状態にある。 ----- ＜具体的な改善・取組・目標＞ 県が主体の農業農村男女共同参画推進研修会等への参加や、農業公社などの関係機関と連携し女性認定農業者や女性農業士を増やすための検討を行う。	B
38. 家族経営協定締結の推進 【農業委員会】	農業委員や農地利用最適化推進委員、農業振興公社と連携し家族経営協定締結の推進を図った。 その結果、令和7年度には、新規の締結が7件あり、家族経営協定の締結件数の累計は350件となった。	B

	<評価> 認定農業者の共同認定や農業者年金の政策支援加入を機会に家族経営協定の締結が進んでいる。 <課題> 家族経営協定のメリット等を広く周知する必要がある。また、協定締結後に世帯状況が変化した場合には、協定を見直すことが望ましいため、見直しの周知が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> ・農業委員会だよりを活用して継続的に周知をしていく。 ・農業委員や関係団体と連携し周知していく。	
39. 各種ハラスメント防止のための啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」へ、多様化しているハラスメントを紹介する記事を掲載した。また、市関連施設に啓発チラシを設置した。 <評価> 男女共同参画情報「みいな」を中心にハラスメント防止の啓発ができた。 <課題> ハラスメントは、気づかないうちに相手に不快な思いをさせていることが多い一方、被害者側は相談しづらいなどの問題がある。 <具体的な改善・取組・目標> ハラスメント防止の意識啓発を行うと同時に、相談窓口の情報を分かりやすく掲載し、相談しやすい環境づくりを進める。	B
40. 各種ハラスメント防止のための啓発 【商工振興課】	国や県、関係機関の発行するパンフレット・ポスターを商工振興課やまちなか交流センターの窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 <評価> 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 <課題> 関係機関からの広報物が多いため、設置したパンフレット・ポスターが来庁者の目に留まりにくい。また、周知の効果について把握できない。 <具体的な改善・取組・目標> 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、パワー・ハラスメントの防止のための啓発に努める。	B
41. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」で、男性の育児休暇をテーマに取り上げた。 <評価> 男性の育児休暇をテーマに取り上げることで、ワーク・ライフ・バランスの啓発が図ることができた。 <課題> 庁内チャットやみるメール、ホームページで周知しているが、周知の効果について把握できていない。 <具体的な改善・取組・目標> 男女共同参画情報「みいな」の発行に加え、職員研修による啓発を検討する。	B

42. 職場におけるワーク・ライフ・バランスの啓発 【商工振興課】	国や県、関係機関の発行するパンフレット・ポスターを商工振興課やまちなか交流センターの窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ＜課題＞ 関係機関からの広報物が多いため、設置したパンフレット・ポスターが来庁者の目に留まりにくい。また、周知の効果について把握できない。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、パワー・ハラスメントの防止のための啓発に努める。	B
43. 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 【総務課】	仕事と子育ての両立を目指して第5期那須塩原市特定事業主行動計画（R8.4.1～R13.3.31）を策定。子育て制度ハンドブック及び介護制度ハンドブックの改定を行った。 ＜評価＞ 仕事と家庭生活の両立に向けて、引き続き各種取組を推進していく必要がある。 ＜課題＞ 第5期計画策定やハンドブックの改定など環境整備は進んだが、第5期計画に掲げる数値目標を確実に達成するため、制度の更なる利用促進と職場全体の意識醸成が課題である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 第5期計画やハンドブックの周知徹底により各種制度の利用定着を図るとともに、管理職への意識啓発等を通じて制度を活用しやすい職場環境を構築する。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各数値目標の進捗管理を徹底し、性別を問わず全ての職員が仕事と生活を両立できる取組を加速させる。	B
44. 市役所におけるカムバック制度の運用 【総務課】	カムバック制度での採用希望なし。 ＜評価＞ 令和7年度は利用申込がなく、制度を通じた人材確保には至らなかった。制度がひとつの選択肢として確実に認知されるよう、継続的な周知活動が求められる状況である。 ＜課題＞ 令和7年度は申込がなかったものの、育児や介護等でライフステージの変化に直面した職員にとって、本制度が一つの有効な選択肢となるよう、継続的に情報提供を行っていく必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 全職員に向けた定期的な制度周知に加え、退職に関する面談等の機会を捉えた対象者へは個別に案内を行い、貴重な行政経験を有する人材の確保を図る。	B

②女性の再就職に対する支援		
45. 女性の再就職支援に関する情報提供 【商工振興課】	ハローワーク大田原が実施しているマザーズコーナーのパンフレットや県で実施している託児付就労支援のセミナーに関するチラシをカウンターに設置。 ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ＜課題＞ 関係機関からの広報物が多いため、設置したパンフレット・ポスターが来庁者の目に留まりにくい。また、周知の効果について把握できない。 ＜具体的な改善・取り組み・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、パワー・ハラスメントの防止のための啓発に努める。	B
③商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画推進		
〔再掲〕商工業等の分野における男女共同参画の推進 【商工振興課】	男女共同参画推進に係るパンフレット・ポスター等を商工振興課や市民協働推進課、まちなか交流センターの窓口に設置し、事業者や労働者に対する啓発を実施。 ＜評価＞ 幅広い周知を行うことができ、市民の目に触れる機会も増加した。 ＜課題＞ 各企業等の女性役員・女性管理職等の現状や、周知の効果について把握できない。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 関係機関との連携を継続しつつ、より効果的な手法等を検討し、商工業等の分野における男女共同参画の推進の周知に努める。	A
〔再掲〕農業・農村男女共同参画の推進 【農務畜産課】	市や地区の農村女性の地位向上を目指す団体である農村生活研究グループ協議会について、地元の食材を使った料理研究会や、市内小学校での体験学習を実施した。 女性認定農業者 36 名（増減なし）女性農業士 3 名（増減なし） ＜評価＞ 農村生活研究グループ協議会の活動として、地産地消レシピの研究、市内小学校・義務教育学校において食育講座を実施することができた。 ＜課題＞ 高齢化と後継者不足により、担い手や農業従事者が減少している。そのため、女性認定農業者及び女性農業士の増員を目指す積極的な活動継続と、女性の経営参画について理解を求めていく必要があるが、非常に厳しい状態にある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 県が主体の農業農村男女共同参画推進研修会等への参加や、農業公社などの関係機関と連携し女性認定農業者や女性農業士を増やすための検討を行う。	B

〔再掲〕家族経営協定締結の推進 【農業委員会】	農業委員や農地利用最適化推進委員、農業振興公社と連携し家族経営協定締結の推進を図った。 その結果、令和7年度には、新規の締結が7件あり、家族経営協定の締結件数の累計は350件となった。 ＜評価＞ 認定農業者の共同認定や農業者年金の政策支援加入を機会に家族経営協定の締結が進んでいる。 ＜課題＞ 家族経営協定のメリット等を広く周知する必要がある。また、協定締結後に世帯状況が変化した場合には、協定を見直すことが望ましいため、見直しの周知が必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・農業委員会だよりを活用して継続的に周知をしていく。 ・農業委員や関係団体と連携し周知していく。	B
---------------------------------------	--	----------

施策方向4＜生涯を通じた男女の生活環境の整備＞

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮して行くためには、健康を保持し、いつまでも社会と関わりながら自分らしく生きていくことが重要です。

本市では、男女が、心と身体の健康を保持増進し、生涯を通じて社会参画していけるよう、それぞれのライフステージに応じた健康や体力づくりへの支援を行うとともに、高齢者の介護予防及び生きがい対策の充実を図ります。

①生涯を通じた心と身体の健康支援

事業	令和7年度実施状況	評価
46. 自殺防止対策 【健康増進課】	・カウンセリング事業 相談件数 104件（延べ） ・セルフチェックシステム「こころの体温計」 アクセス件数 21,707件 ・市自殺対策計画の推進 （推進委員会及び連絡協議会の開催） ・ゲートキーパー養成講習 一般市民向け 参加者 119人 市職員向け 参加者 36人 ＜評価＞ 自殺対策計画に基づく事業により、心の健康に関する啓発や自己診断の機会の提供、ゲートキーパー養成講座を実施し悩んでいる人に気づく人材の育成を図りました。 ＜課題＞ 相談窓口の周知、明確化が求められている。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 市自殺対策計画に基づき、全庁的な自殺対策を実施するとともに、関係機関、民間団体等と連携した対策の着実な推進を図る。	B
47. がん検診の推進 【健康増進課】	・令和7年度のがん検診受診者数：乳がん（7,035人）子宮頸がん（4,569人）大腸がん（11,272人） ・無料クーポン券：子宮頸がん（20歳→518人）乳がん（40歳→641人）を郵送し、それぞれの検診受診を促すため、手帳を同封。年度途中で、がん検診未受診者へ受診勧奨を行った。 ・胃がん、肺がん、大腸がん検診未受診者へ受診勧奨を行った。 ・がん検診受診後に要精密検査となった場合、早期に医療機関受診につながるような啓発を行い、一定期間受診が確認できない場合には、要精密検査対象者に受診勧奨を行った。 ＜評価＞ ・感染症予防に対する注意喚起を継続し、安心して受診できる環境づくりに努めた。 ・目標設定指標である大腸がん検診受診率は、減少している。	C

	<課題> ・若い世代へも情報が届くようSNSでの発信、申し込みしやすい工夫が必要である。 ・がん検診は、受けることだけでなく、がんの早期発見に繋げるための精密検査受診も大切であることを周知し、精密検査受診率を上げる必要がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> ・窓口、電話によるがん検診申込み受付時、受診可能な検診の受診を勧める。 ・子宮クーポン対象者は20代のため、受診勧奨時にSNSを活用する。電話や窓口での受付も継続していく。 ・精密検査の未受診勧奨資材の新たな導入、メディアを使ったプロジェクトに参加し、啓発していく。 ・大腸がんの要精密検査者未受診者には、訪問を継続して行っていく。	
48. 生活習慣病の予防 【健康増進課】	【特定健診】受診勧奨回数を2回から3回に増やして、未経験者の掘り起こしを行った。また、不定期受診者へは1回目の勧奨で早期にアプローチをすることで、健診受診機会を確保し、受診を促した。 【特定保健指導】委託事業所として医療機関を2か所増やした。また、受診勧奨として申込のない対象者に対し電話をかけた。 <評価> 【特定健診】実施状況記載の取組みにより、一定の効果があつたが、目標値には到達しなかった。 【特定保健指導】医療機関を利用する者が一定数見られた。電話勧奨による利用率の向上に効果があつたが、目標値には達成しなかった。 <課題> 【特定健診】引き続き未経験者の掘り起こしと不定期受診者の連続受診が課題である。 【特定保健指導】リピーターや40～50代の対象者の利用率が低い。40～50代の対象者は健康への関心が低い傾向にあり、時間にゆとりのない者が多いことから、効率的に利用できる工夫が必要。 <具体的な改善・取組・目標> 【特定健診】受診しない層に訴求する必要がある。人工知能を用いて、ターゲットを絞った受診勧奨を行い、受診率を向上させたい。 【特定保健指導】効率的に利用できる取組みとして、検診機関やドラッグストアでの実施により利用率向上を目指す。	A

49. 妊娠・出産期における女性の健康支援 【子育て相談課】	・妊婦健康診査 6,957 人 ・産婦健康診査 1,141 人 ・母親学級 10 回（1 クール 2 回） 179 人 ・妊産婦訪問の実施 1,390 件 ・妊娠 11 週以内での妊娠届出率 94.6% ・妊娠後期相談 567 件 ・産後ケア 614 人 874 日 ・母子健康手帳交付申請時、全妊婦との健康相談の実施（妊娠届出者数 573 人） ＜評価＞ 母子手帳交付申請時に妊婦面接を行い、支援が必要な妊婦に対して妊娠早期からの支援を開始することができた。 母親学級の実施回数を増やし、妊婦とその家族を対象に実施することができた。 妊娠後期相談、産婦健康診査、産後ケアを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実が図れた。 産後ケアは委託施設が増え、利用人数及び日数ともに大きく伸びた。 ＜課題＞ 社会の風潮、経済、家族背景、個人の健康意識の変化等により、支援が必要な妊産婦が増加している。安心安全な妊娠出産の確保と産後うつ等の予防等、妊娠初期からのきめ細やかな支援体制の確立が課題である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ ・安全安心な妊娠出産の確保を図るため、要支援妊産婦に対し、各関係機関と連携を行いながら支援の充実を図る。 ・妊娠期から出産、育児へのイメージを持てるよう教育、支援していく。	A
50. 母性父性育成支援 【子育て相談課】	・保健師、助産師による訪問指導 2,898 件 ・乳児家庭全戸訪問事業 580 件 （乳児家庭全戸訪問事業は、専門職で実施。ファーストブックのプレゼントを実施） ・母親学級 10 回（1 クール 2 回）179 人（夫 84 人） ・電子母子手帳アプリ導入（3/31 1,750 人） ・父子手帳配布 610 件 ＜評価＞ 核家族化や育児不安、虐待ハイリスク等が増加している中、訪問指導を実施することにより、家庭での育児状況の把握に努め、必要な支援を行うことができた。 母親学級に夫婦での参加が多くみられている。父子手帳配布や育児中の父親への相談も対応している。 ＜課題＞ 保護者が安心して子育てができるよう、引き続き支援体制の充実を図る必要がある。 特に父親の育児参加に対する支援体制は課題である。	A

	<具体的な改善・取組・目標> 地域の子育て支援と、保健師・助産師による訪問支援体制の充実を図る。	
51. 乳幼児健康診査・相談 【子育て相談課】	・1か月児健康診査 564人 ・4か月児健康診査 24回 591人 99.7% ・10か月児健康診査 24回 573人 95.5% ・1歳6か月児健康診査 24回 586人 97.7% ・2歳児歯科検診 24回 610人 97.8% ・3歳児健康診査 24回 701人 96.8% ・育児相談、精神・運動発達相談 144回 1,284人 ・5歳児健康診査 31園 708人 100% ・先天性股関節脱臼検診 565人 94.0% <評価> 産後早期から就学まで切れ目なく児の健康状態、発育状態を確認し、支援を行えた。 乳幼児健診は高い受診率を保っている。 5歳児健康診査は、保健師、心理士、医師で実施することができた。 <課題> ・保護者の育児不安の解消と育児力向上のため、健診・相談の有効活用をさらに図る必要がある。 ・未受診者はリスクを抱えていることや、問題を抱えているケースも多いため把握に努め、フォローを実施する必要がある。 ・5歳児健康診査は専門性が高いため、スタッフの確保が難しい。 <具体的な改善・取組・目標> ・保護者の育児不安の解消と育児力向上のため、引き続き、健診・相談の有効活用を図る。 ・健診未受診者の全数把握。 ・医師等の確保のため、継続できる乳幼児健診の実施方法の検討。	A
52. 文化の振興 【生涯学習課】	・小学校演劇公演 2,385人 ・移動音楽鑑賞教室 285人 ・ふるさとの音楽家派遣事業（学校・市民コンサート） 2,148人 ・那須野の大地 619人 ・郷土芸能発表会 開催 参加団体：11団体 ・黒磯文化会館自主事業 10,213人 ・三島ホール自主事業 913人 <評価> 全体の事業観覧者数は前年度と比較し減少したが、小学校演劇公演、ふるさとの音楽家派遣事業及び那須野の大地においては、前年度を上回る観覧者数となった。 <課題> 文化活動を行うなかで、高齢化や若い世代の担い手不足によって、文化活動の継承が困難になっている。	B

	<具体的な改善・取組・目標> 将来の文化活動の担い手を確保するため、より多くの市民に文化・芸術に興味を持ってもらう機会を提供する。	
53. 生涯スポーツの普及 【スポーツ振興課】	・キッズトライアスロン、市駅伝大会、ボッチャ大会など、各種スポーツの大会を実施 ・体育施設利用者数 483,966 人 ・学校開放利用者数 81,652 人 <評価> ・新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴い、従来に近い形での大会開催を行うことができ、参加者数の増加に繋がった。 ・様々な世代を対象とした各種大会を実施したことで、幅広い世代がスポーツに親しむ機会を提供することができた。 <課題> ・より多く、幅広い世代に参加してもらえようような機会の確保。 ・体育施設を誰もが安心して使える環境の整備。 <具体的な改善・取組・目標> ・誰もが参加しやすいスポーツイベントを実施する。 ・スポーツ施設整備計画に合わせ、市民の誰もが使いやすい施設環境づくりを推進する。	B
②高齢期における生活環境の整備		
54. 介護予防 【高齢福祉課】	・介護予防サポーター養成講座（18 人）※（ ）参加者数 ・介護予防サポーター養成講座フォローアップ研修（51 人） ・地域住民が自発的かつ主体的に運営する ・「介護予防のための通いの場」を作るため、いきいき百歳体操の活動支援を行っている。（R7 年度：60 箇所） <評価> 介護予防のための通いの場へリハビリ職を派遣したほか、保健師による訪問などを行うことで、いきいき百歳体操の定着を図ることができた。 <課題> ・介護予防のための通いの場を作る人材を増やす必要がある。 ・自ら介護予防に取り組む高齢者を増やしていく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> ・養成講座を引き続き実施する。 ・現在ある通いの場の再開・継続を支援する。 ・介護予防に関する知識の普及啓発に取り組む。 ・それいけ百歳体操についても普及・啓発に取り組む。	B
55. 生きがいづくり 【生涯学習課】	高齢者を対象とした事業 開催数：延べ 122 回 参加者数：延べ 2,655 人 <評価> 参加者の満足度は高く、高齢者の生きがいづくりに大きく寄与していると考えられる。また、年齢制限を設けない講座の多くも高齢者の参加者が大半を占める。	A

	<課題> 参加者の高齢化及び固定化。	
	<具体的な改善・取組・目標> 公民館運営審議会において、公民館事業に対する意見をいただき、公民館の地域性、特色を活かした事業を展開するよう努める。	

【基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶】

施策方向1 <人権意識の醸成>

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、個人としての人権が尊重されることが重要です。

本市では、差別や偏見のない社会を実現するため、性同一性障害等についての理解を深めるための啓発を行います。

また、豊かな母性と父性を育むための健康教育の実施や発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うため、学校と関係機関との更なる連携強化を図ります。

①男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
56. 小学生への人権啓発 【市民協働推進課】	・「人権の花運動」の実施 ・令和7年度 市内小学校4校で実施（実施校：黒磯小、青木小、東小、塩原小中学校） ・内容：人権擁護委員が学校を訪問し、花苗の贈呈式及び人権講話等を実施。 <評価> 植物の植栽や栽培を通して、生命の大切さや思いやりの心が醸成され、人権意識の高揚が図れた。 <課題> 「人権の花運動」自体が定例的なものとなりつつあり、小学生にとって人権啓発活動とわかりづらい部分がある。 新たな活動を行い、小学生にとってわかりやすい活動をするとともに、学校と人権擁護委員との新たな連携体制を構築していく必要がある。 <具体的な改善・取組・目標> 既存の人権の花運動や人権講話を実施しつつ、新たな活動を行うことで、様々な方面からの人権啓発の手法を模索していく必要がある。	A
57. 人権相談 【市民協働推進課】	・人権擁護委員による相談事業の実施 ・黒磯支部、西那須野支部、塩原支部で実施 ・全16回実施（黒磯支部7回、西那須野支部7回、塩原支部2回） ・相談窓口：東那須野公民館、健康長寿センター、ハロープラザ <評価> 身近な場所に相談窓口を開設することによって、相談に訪れやすい体制整備に努めている。 <課題> 人権についてではない内容が多い。 <具体的な改善・取組・目標> 相談に来た人に話を聞くと人権についてではない相談が多く、引き継ぐだけとなってしまっている。 引続き、人権相談窓口の開設や、取り扱っている内容について周知を図る。	A

②性の尊重に対する意識啓発の推進		
58. セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画の職員研修でセクハラ防止の内容を盛り込んだり、啓発チラシを情報コーナーに設置したりした。 ＜評価＞ セクハラ防止の啓発を行うことができた。 ＜課題＞ セクハラは、気づかないうちに相手に不快な思いをさせていることや加害者になっていることがあるため、そのような状況に陥らないよう継続的な啓発を行う必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ これまでの取り組みに加え、市SNS（みるメール、LINE、ホームページ）も活用し、意識啓発を行う。	B
59. 性的指向や性同一性障害に関する啓発・情報の提供 【市民協働推進課】	啓発チラシを情報コーナーに設置した。男女共同参画情報「みいな」へ那須塩原市パートナーシップ宣誓制度について掲載した。 ＜評価＞ 啓発や情報提供を行うことができた。 ＜課題＞ 性の多様性や男女共同参画意識の醸成やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、全職員の意識改革や管理職の理解が必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 性的指向や性同一性障害で職員研修の開催を検討する。 男女共同参画情報「みいな」で情報発信を行う。	A
60. 相談機関の周知 【市民協働推進課】	DV防止パンフレットを情報コーナーに設置した。また、男女共同参画情報「みいな」や市広報、学生向け市デートDV防止パンフレット等に相談先を掲載し、周知に努めた。 ＜評価＞ 相談窓口カード・広報誌等にて相談先の周知ができた。 ＜課題＞ 相談機関の情報を求めている時、身近なところで手に入るように周知することが重要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 身近なところで相談窓口の情報が得られるよう、相談窓口カードをトイレ等に設置するほか、機会を捉えて相談機関の周知を行う。	A
61. 思春期保健指導 【子育て相談課】	・思春期保健実務担当者会議 ・中学校全校実施 10校 2,831人 ・高等学校実施 3校 459人 ・中高生へ相談機関の周知（相談カードの配布）14校 5,216人 ・ティーンズブックの配布（市内中学校3年生） 1,007人	A

	<評価> ・思春期保健事業を市内全中学校で実施することができた。 ・思春期の悩みに対する相談窓口の周知と、ティーンズブックの配布を、市内の中高生にすることができた。 <課題> ・講師である助産師の確保が課題である。 ・思春期からコンセプションケアに取り組むことは大切なため、事業に反映できるように内容の検討が必要。 <具体的な改善・取組・目標> ・在宅助産師の人材確保。 ・県で行うコンセプションケア事業と協働して思春期事業を進めていくように見直ししていく。	
62. メディア・リテラシーの向上 【学校教育課】	・教職員向けの情報セキュリティハンドブックを見直し、全教職員対象に確認テストを実施する中で情報セキュリティーに対する意識の向上を図った。 <評価> ・時代と共に変化する情報化社会において、現状に適したセキュリティー対策を整理するとともに、教職員に対して周知・徹底ができた。今後も、継続した取組を行うことでモラルやリテラシーの向上を目指していく。 <課題> ・昨年度も情報モラルに関するトラブルが発生し、理解の拡充が望まれる。 <具体的な改善・取組・目標> ・国や県の動向に注視しながら、最新の情報を常にアップデートし、引き続き啓発活動を行っていく。	B
63. 有害環境の浄化 【生涯学習課】	・市内商業施設や遊戯施設の巡回 巡回回数 278 回 巡回延人数 920 人 ・白ポストの回収 有害図書 171 冊 DVD等 298 枚 ・立ち入り調査の実施 第1回 7月17日 第2回 11月11日 <評価> 青少年が多く集まるイベント時の特別巡回を重点的に実施した他、巡回時に積極的な愛の声かけを行い、声掛け件数も伸びている。 <課題> 有害環境の場が商業施設、遊戯施設からインターネットへと移りつつある。巡回については抑止力として行っていく。 <具体的な改善・取組・目標> ・少年指導員巡回等の活動を、市内小中学生向けに周知する。 ・とちぎ未来づくり財団の「ネット時代の歩き方講習会」を学校で開催するなど、インターネット利用のリスクについても啓発に努める。	A

施策方向2＜男女間のあらゆる暴力の根絶＞ DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。また、対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。 本市では、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力防止、被害者の安全確保及び自立支援等の施策を総合的かつ一体的に取り組みます。		
①暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進		
事業	令和7年度実施状況	評価
64. DV防止のための啓発 【市民協働推進課】	男女共同参画情報「みいな」で相談窓口の周知を行い、ポスター及びリーフレットを庁舎内に掲示と設置を行い、パープルライトアップ運動を実施した。 ＜評価＞ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてパープルライトアップ運動を実施するなど啓発を行うことができた。 ＜課題＞ 浸透度や啓発効果の具体的な測定が困難であり、今後は効果検証の手法を検討する必要がある。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 啓発手法について検討し、効果的な啓発を継続して実施したい。	A
65. 中・高校生に対するDV防止のための啓発 【市民協働推進課】	専門団体であるウィメンズハウス栃木へ委託し、デートDVに関する出前講座を実施。（実施校：黒磯南高、那須拓陽高、那須清峰高、那須特別支援学校） 市内中学校3年生、義務教育学校9年生、高校3年生に対しDV防止パンフレットを配布した。 ＜評価＞ 出前講座、パンフレット配布を通して、中高生へデートDV防止のための啓発活動を実施できた。 ＜課題＞ 出前講座やパンフレット配布がその場限りの啓発になっており、生徒の意識がどう変わったかを把握できておらず、継続して学べる機会をつくることが課題である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 啓発手法について検討し、効果的な啓発を継続して実施したい。	A
②被害者の早期発見及び相談体制の充実		
66. 民生委員・児童委員など地域で活動している人たちとの連携 【子育て相談課】	・各地区民生委員児童委員協議会定例会への出席 ・民生委員児童委員協議会連合会各専門部会（児童福祉部会及び母子・父子福祉部会）における研修等の実施 ・随時情報提供の協力依頼	A

	<評価> 委員を対象とした専門研修を実施し、ヤングケアラー等の現代的な課題等に対する理解促進を図った。あわせて、地域における見守りや情報提供の協力体制を強化し、問題の早期発見に努めた。 <課題> 個人情報保護意識の高まりや近隣関係の希薄化により、委員が地域の子どもと接点を持つ機会が減少している。 <具体的な改善・取組・目標> 相談機関の周知を継続的に行う。民生委員・児童委員と連携し、問題を抱える家庭の早期発見を図る。	
67. DVに関する相談支援 【子育て相談課】	女性相談支援員を配置し、相談支援を実施 ・DV相談件数 50件 <評価> ・女性相談支援員を配置し相談支援を実施した。 ・DV相談件数は目標件数を下回っており、前年に比べてわずかに減少した。また、DVではないものの困難な問題を抱える女性からの相談も増加している。 <課題> ・相談内容が複雑化・多様化し、対応が苦慮するケースもあるため、人員体制の維持、専門的な研修の受講、関係機関との連携、支援員の心理的ケアなど体制強化が必要である。 <具体的な改善・取組・目標> 支援員の確保、専門研修の受講など相談体制の強化を図る。	C
68. DVに関する相談支援 【高齢福祉課】	DV相談件数 16件 (高齢者虐待相談の中での件数) <評価> 虐待相談の中には、DVのケースも含まれるため、地域包括支援センター等と連携をとり、支援体制を整えている。 <課題> 高齢者のDVは長期にわたっていることが多く、慢性化しており、DVであるという認識が低い。 <具体的な改善・取組・目標> 地域包括支援センターや介護事業所等の関係機関と連携し、早期発見に努める。 権利擁護（高齢者虐待）パンフレットによる周知啓発を引き続き実施する。	B
③安全に配慮した支援体制の充実		
69. DV被害等の緊急一時避難支援 【子育て相談課】	DV被害者等が緊急で避難が必要な場合に、警察や県（婦人相談所）等と連携し、被害者の一時避難に係る支援を実施。 <評価> DV被害者等の安全確保のため、関係機関と連携して対応した。	B

	<課題> D V 被害者等の速やかな安全確保のため、関係機関との連携した対応が必要である。	
	<具体的な改善・取組・目標> D V 被害者等の安全に避難させるため、警察をはじめとする関係機関と情報共有し、連携強化を図る。	
70. D V 被害者の支援者 安全確保 【子育て相談課】	支援者の安全確保のため、外部に情報が漏れることの無いよう安全対策を実施。	B
	<評価> 相談者に対し、相談内容や相談先を外部に漏らすことのないよう注意喚起するなど、安全対策を徹底した。	
	<課題> D V 被害者だけでなく、D V 支援者も、加害者からの被害者追及の対象にされる場合がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> 外部に情報が洩れることの無いよう、必要に応じて警察にも協力依頼を行うなど引き続き安全対策の徹底を行う。	
④被害者の自立に向けての支援の充実		
71. D V 被害者の自立支援体制の充実 【子育て支援課(児童扶養手当及びひとり親家庭医療費)】	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた者の配偶者等を含むひとり親家庭に対し、児童扶養手当の給付及びひとり親家庭医療費助成により保険診療自己負担分の医療費を助成している。 令和 7 年度実績数 (新規) 児童扶養手当 : 2 人 ひとり親家庭医療費助成 : 2 件	A
	<評価> 児童扶養手当は保護命令による認定者について引き続き手当の支給を行った。またひとり親家庭医療費助成についても、助成申請に基づき助成を行った。	
	<課題> 制度の理解と利用が進むよう、より分かりやすく効果的な制度の周知方法を検討していく必要がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> 市民課窓口等と連携し、離婚届提出時などの異動があった際に制度を案内している。また、子ども・子育て相談センターとも連携を図り、相談者に随時制度案内を行うことができる体制をとっている。	
72. D V 被害者の自立支援体制の充実 【都市計画課】	D V 防止法などによる保護命令の決定を受けた被害者や一時保護された被害者に対する市営住宅入居に関する配慮と、被害者保護の観点からの市営住宅への入居に関する相談対応体制を維持した。	A

	<評価> 関係機関等との連携を図り、DV被害者からの市営住宅入居相談等を受け、被害者の一時保護と生活自立支援の観点からの市営住宅入居（目的外使用）を行うための体制を整備できている。 令和7年度中は、5件の相談を受け、うち3件について市営住宅の使用許可を行った。	
	<課題> 市営住宅をDV被害者の保護に供するためには、本来入居者の入居を阻害しないこと、かつ、公的機関等へのDV被害相談の確認が必要となることに加え、家財道具等の準備を要することから緊急的な対応が難しいケースが多い。	
	<具体的な改善・取組・目標> 関係機関等との情報共有の迅速化により、手続きに要する日数の短縮を図り、目的外使用による入居が可能となる居室を速やかに手配することで、緊急性のある案件にも対応ができるようにすることが目標となる。	
73. DV被害者の自立支援体制の充実 【子育て相談課】	DV被害者の状況に応じて、様々な支援に関する情報提供を行い、関係部局や関係機関と連携しながら自立支援を実施。	B
	<評価> DV被害者の自立に向けて、被害者の状況に応じて丁寧な聞き取りを行い、関係機関と連携し支援を実施した。	
	<課題> DV被害者が自立に向けてより良い選択ができるよう、関係機関と連携し被害者を支える必要がある。	
	<具体的な改善・取組・目標> DV被害者が自立できるよう、引き続き関係機関と連携しながら支援を行う。	

施策方向3＜困難を抱える男女への支援＞ 貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や、栃木県との連携の下、経済的な自立支援、各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。		
① 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備		
事業	令和7年度実施状況	評価
74. 生活困窮者に対する相談体制の充実 【生活福祉課(社会福祉協議会)】	多様で複合的な問題を抱える生活困窮者に対して助言及び情報提供を行うとともに、各種施策・サービス利用あっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行い、自立促進を図った。また、直ちに就労することが困難である者に対し、就労に必要な基礎能力を養いつつ就労に向けた訓練や就労体験機会の提供を行う就労準備支援事業を実施した。 ・新規相談者 257 名 ・就労準備支援事業利用者 11 名	B
	＜評価＞ 生活困窮者自立支援事業が定着しつつあり、生活保護に至らない困窮者に対する支援の選択肢が広がっている。	
	＜課題＞ ・相談体制の強化。 ・支援が難しいケースへの対応。 ・生活困窮者自立支援事業の周知。 ・新たな支援策となる社会資源の発掘、創出。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ ・定期的な職員研修。 ・他の相談支援機関との連携強化、情報共有。	
75. 生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施 【生活福祉課】	教員OBや大学生等を講師として配置し、学習環境の提供や学習支援等を継続的に実施した。 ・対象：生活保護世帯及び準要保護世帯の小・中学生及び高校生 ・実施場所：市内4公民館 ・日時：毎週1日又は2日、1日当たり2時間 ・参加者：29名	B
	＜評価＞ 生活保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒に学習の場を提供し、学習習慣の定着が図れた。	
	＜課題＞ 年度の後半になると出席率が下がる傾向がある。	
	＜具体的な改善・取組・目標＞ 欠席が長期になる前に保護者に連絡を行うなど、状況の把握に努めながら継続参加を促す。	

76. ひとり親家庭の自立支援 【子育て相談課】	ひとり親家庭の経済的な自立につながるよう相談支援を実施し、関係機関との連携や資格取得を支援するためし給付金の支給を実施 ・ひとり親家庭自立支援教育給付金 2件 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 1件 ＜評価＞ 安定した収入を得るための就労に向けた相談支援を実施し、ハローワークなどの関係機関へのつなぎや資格の取得の支援を実施した。 ＜課題＞ ・相談者の状況に応じて適切な支援につなぐことが必要である。 ・資格を取得する場合、安定した就労やキャリアアップにつながるよう目標を立てることが必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 相談者のニーズを踏まえつつ就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、プログラムを策定するなど経済的な自立に向けた支援を実施する。	B
77. ひとり親家庭の自立支援 【子育て支援課(ひとり親家庭医療費)】	ひとり親家庭医療費助成 助成件数：11,941件 助成額：33,841,970円 ＜評価＞ ひとり親家庭医療費助成は、家庭の経済的負担を軽減しており、安定した生活に寄与している。 ＜課題＞ 本来助成対象となりうるにも関わらず、「自分は制度の対象ではない」と認識し、資格申請に至らないケースが散見されるため、更なる制度の周知が必要である。 ＜具体的な改善・取組・目標＞ 市ホームページを通した広報、民生委員への制度説明。	A
78. 障害者の地域生活支援 【社会福祉課】	障害福祉サービスの実施 ・介護給付費利用者 2,780人（延べ） （居宅介護のみ） ・訓練等給付費利用者 5,485人（延べ） （自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労選択支援、就労継続A型・B型、就労定着支援） ＜評価＞ 障害のある人が安心して自立した生活を送るために必要な障害福祉サービスの円滑な提供を図ることができた。 ＜課題＞ 障害のある人の生活実態に合ったサービスを提供するため、ニーズを的確に把握する必要がある。	A

	<具体的な改善・取組・目標> 精神・発達障害者の手帳所持者が増加した一方で、介護給付よりも就労支援等の訓練等給付の需要が高まったことにより、相対的に介護給付の利用割合が低下した。これは個々の状態に応じた適切な支給決定の結果であり、自立支援の促進と地域支援体制の適切な運用を示すものと考えられる。今後も、那須塩原市障害福祉計画に基づき、的確なサービスの提供を図るとともに、地域自立支援協議会等を通して、常に障害のある人のニーズを把握し、ニーズに合ったサービスの提供につなげる。	
--	---	--

資 料

那須塩原市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 基本的施策（第7条―第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第20条）

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会（第21条）

第5章 補則（第22条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。特に男女共同参画社会基本法においては、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられている。

本市においても、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、今もなお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等や男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている。

だれもが心豊かに健康で安心して暮らせる社会の実現は、私たち市民の切なる願いであるが、そうした社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画することが必要である。

このような認識に立ち、市は、市、市民及び事業者が相互に協力連携して、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が、自らの意思により対等な立場であらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な施策を講ずるとともに、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第8条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な施策を講ずるものとする。

(活動の支援)

第10条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育の分野における施策)

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(家族経営的な農林業、商工業等の分野における施策)

第12条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野で、家族全員がそれぞれの能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（積極的改善措置）

第15条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

（調査研究）

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

（性別による権利侵害の禁止）

第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

（性別による権利侵害等に関する相談への対応）

第19条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

（公衆に表示する情報への配慮）

第20条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会の設置）

第21条 市に那須塩原市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意

見を述べること。

- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員は、市民、関係機関の職員、事業者、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

第5章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



令和 8 年度版

第 4 次那須塩原市男女共同参画行動計画 年次報告書

～令和 7 年度の実施状況～

令和 8 年 7 月

発行・編集 那須塩原市 市民生活部市民協働推進課

〒325-8501 那須塩原市共壘社108番地2

TEL：0287（62）7019 FAX：0287（62）7500

E-mail：shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp